

平成24年度東大和市教育委員会の
権限に属する事務の管理執行状
況の点検及び評価報告書

平成25年11月
東大和市教育委員会

目 次

第1章 教育委員会の点検及び評価について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 点検及び評価の目的 | 1 |
| 2 | 点検及び評価の内容 | 1 |

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 教育委員会の開催状況 | 2 |
| 2 | 教育委員会議等の審議状況 | 2 |
| 3 | 教育委員会議以外の教育委員の活動状況 | 7 |

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成24年度主要施策の点検 及び評価について

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 | 9 |
| 2 | 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長 | 15 |
| 3 | 基本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実 | 27 |
| 4 | 基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 | 40 |

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

【資料】

- | | |
|--|----|
| 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検
及び評価実施要綱 | 55 |
|--|----|

第1章 教育委員会の点検及び評価について

1 点検及び評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月1日から一部改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく平成24年度の主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の内容

(1) 点検及び評価の対象

- ① 平成24年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 平成24年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

(2) 点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
ア 定員 3人（内2人は市民公募）
イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

(3) 実績等の表示

施策の取組状況（実績）については、必要に応じて数値で表すとともに、経年の変化がわかるように参考として平成23年度の数値を [] で表しました。

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

1 教育委員会の開催状況

教育委員会については、原則として毎月1回教育委員会定例会を開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会定例会の他に、教育委員会臨時会、教育委員懇談会を開催しました。

- (1) 教育委員会定例会……12回[12回]、教育委員会臨時会…3回[2回]
- (2) 教育委員懇談会定例会…8回[7回]、教育委員懇談会臨時会…1回[0回]

2 教育委員会議等の審議状況

- (1) 教育委員会定例会（合計で51件[51件]について審議しました。）

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針……………3件[3件]
- ② 委員会規則等の制定・改廃……………8件[7件]
- ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事……………3件[5件]
- ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申し出……………6件[9件]
- ⑤ 教育財産の取得・公用廃止……………4件[1件]
- ⑥ 教科書の採択……………1件[2件]
- ⑦ 学校給食の計画・基本方針……………5件[2件]
- ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱……………14件[15件]
- ⑨ 法令又は委員会規則等に基づくもの……………7件[7件]

○第1回臨時会（平成24年4月1日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第21号議案	東大和市教育委員会教育長の選任について(承認)	⑨

○第4回定例会（平成24年4月26日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第22号議案	東大和市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④
第23号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧
第24号議案	東大和市立郷土博物館長の任命について(承認)	⑧
第25号議案	東大和市社会教育委員の委嘱について(承認)	⑧
第26号議案	東大和市スポーツ推進委員の委嘱について(承認)	⑧

第 27 号議案	平成 24 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について(承認)	⑨
----------	--	---

○第 5 回定例会 (平成 24 年 5 月 25 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 28 号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧

○第 2 回臨時会 (平成 24 年 6 月 1 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 29 号議案	教育財産の取得の申出について(承認)	⑤

○第 6 回定例会 (平成 24 年 6 月 22 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 3 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 4 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第 5 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第 6 号報告	平成 24 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について(承認)	⑨
第 30 号議案	東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則(可決)	②
第 31 号議案	東大和市スポーツ推進委員の委嘱について(承認)	⑧
第 32 号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について(承認)	③

○第 3 回臨時会 (平成 24 年 7 月 6 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 33 号議案	東大和市学校給食計画(案)について(承認)	⑦

○第 7 回定例会 (平成 24 年 7 月 27 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 34 号議案	平成 25 年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択について(承認)	⑥
第 35 号議案	教育財産の取得の申出について(承認)	⑤

○第 8 回定例会 (平成 24 年 8 月 24 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 36 号議案	東大和市学校給食基本計画(案)について(諮問)(承認)	⑦

第 37 号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (承認)	⑧
----------	---------------------------------	---

○第9回定例会 (平成24年9月28日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 7 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④

○第10回定例会 (平成24年10月26日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 38 号議案	東大和市学校給食基本計画(案)について(答申)(承認)	⑦
第 39 号議案	東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程(可決)	②

○第11回定例会 (平成24年11月28日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 40 号議案	平成23年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書(案)について(承認)	⑨
第 41 号議案	東大和市文化財の指定について(諮問)(承認)	⑤

○第12回定例会 (平成24年12月27日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 8 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 42 号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧

○第1回定例会 (平成25年1月24日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 1 号議案	東大和市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱の制定について(承認)	②
第 2 号議案	東大和市教育委員会の教育目標及び平成25年度東大和市教育委員会の基本方針について(承認)	①
第 3 号議案	平成25年度東大和市学校給食事業計画及び平成25年度東大和市学校給食会計予算について(諮問)(承認)	⑦

○第2回定例会 (平成25年2月21日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 1 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第 4 号議案	東大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則(可決)	②

第 5 号議案	東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則（可決）	②
第 6 号議案	平成 25 年度東大和市学校給食事業計画及び平成 25 年度東大和市学校給食会計予算について（答申）（承認）	⑦
第 7 号議案	東大和市子ども読書活動推進計画（素案）について（承認）	⑨

○第3回定例会（平成25年3月28日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 1 号選挙	東大和市教育委員会委員長の選挙について（承認）	⑨
第 2 号選挙	東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について（承認）	⑨
第 2 号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第 3 号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第 4 号報告	東大和市文化財の指定について（答申）（承認）	⑤
第 8 号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について（承認）	③
第 9 号議案	東大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（可決）	②
第 10 号議案	東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則（可決）	②
第 11 号議案	東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則（可決）	②
第 12 号議案	東大和市立学校学校歯科医の解嘱について（承認）	⑧
第 13 号議案	東大和市立学校学校歯科医の委嘱について（承認）	⑧
第 14 号議案	東大和市立学校学校医の委嘱について（承認）	⑧
第 15 号議案	東大和市立第七小学校の通級指導学級及び東大和市立第五中学校の特別支援学級の設置について（承認）	①
第 16 号議案	東大和市立学校産業医の委嘱について（承認）	⑧
第 17 号議案	平成 25 年度東大和市教育委員会の基本方針について（承認）	①

(2) 教育委員懇談会（合計で31件[25件]について協議しました。）

○第3回定例会（平成24年4月6日）

協議項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 体育館耐震補強工事の予定について 2 放射能不安による学校給食の停止を希望する場合の対応について 3 平成24年度児童・生徒数について
------	---

○第4回定例会（平成24年5月11日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方（緊急提言）に対する対応等について 2 社会教育委員会議からの提言「地域をいきいきとする社会教育」について
------	--

○第5回定例会（平成24年7月6日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」について 2 平成25年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についての進捗状況、経過報告について 3 東大和市教育委員会委員と東大和市公立学校PTA連合協議会との懇談会について 4 通学路における緊急合同点検の実施について
------	--

○第6回定例会（平成24年8月3日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市教育委員会の点検・評価について 2 いじめの実態把握のための緊急調査について
------	---

○第1回臨時会（平成24年8月24日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市教育委員会の点検・評価について 2 放射能物質検査機器の配備について 3 通学路における緊急合同点検の実施結果について
------	---

○第7回定例会（平成24年10月5日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学級の増設について 2 全国学力・学習状況調査及び児童・生徒の学力向上を図るための調査について 3 今後の教育行政について
------	---

○第8回定例会（平成24年11月2日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書（案）について 2 平成25年度東大和市教育委員会の教育目標及び東大和市教育委員会の基本方針の改訂について 3 ふれあい街頭キャンペーンについて 4 いじめ防止のためのシンポジウムについて
------	--

○第1回定例会（平成25年1月11日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市教育委員会会議規則の一部改正について 2 東大和市教育委員会傍聴規則の一部改正について 3 東大和市教育委員会の教育目標及び平成25年度東大和市教育委員会の基本方針について
------	--

○第2回定例会（平成25年2月1日）

協 議 項 目	<ol style="list-style-type: none">1 東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について2 東大和市学校規模等のあり方検討委員会の報告書（案）について3 平成24年度卒業式における教育委員会告辞（案）について4 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について5 体罰の調査について6 食物アレルギーへの対応について7 東大和市子ども読書活動推進計画（素案）について
---------	--

3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会議等への出席以外に、平成24年度は学校訪問、各種行事等に延べ146回〔139回〕参加しました。

- (1) 東京都市町村教育委員会連合会（8回）〔7回〕
 - ① 東京都市町村教育委員会連合会定期総会（1回）〔1回〕
 - ② 東京都市町村教育委員会連合会理事会（3回）〔3回〕
 - ③ 東京都市町村教育委員会連合会研修会（4回）〔3回〕

- (2) 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会（1回）〔中止〕
 - ① 総会及び研修会（1回）

- (3) 学校訪問（39回）〔41回〕
 - ① 授業公開（15回）〔15回〕
 - ② 道徳授業地区公開講座（15回）〔16回〕
 - ③ 教育委員学校訪問（7回）〔8回〕
 - ④ 教育の日やまと（2回）〔2回〕

- (4) 学校各種行事・儀式（70回）〔69回〕
 - ① 入学式・卒業式・運動会（45回）〔45回〕
 - ② 展覧会・学芸会・展示会（9回）〔10回〕
 - ③ 一小・三小・八小周年行事（3回）〔2回〕
 - ④ 合唱コンクール（5回）〔5回〕
 - ⑤ 連合書初め展（1回）〔1回〕
 - ⑥ 連合音楽会（1回）〔1回〕
 - ⑦ 学習発表会（6回）〔5回〕

- (5) 教育委員会等各種行事（26回）〔22回〕
 - ① 文化協会総会・文化協会の祭典（2回）〔2回〕
 - ② 体育協会評議委員会（1回）〔1回〕
 - ③ 第42回市民文化祭開会・閉会式（2回）〔2回〕
 - ④ 第43回ふれあい市民運動会（1回）〔1回〕
 - ⑤ スポーツレクリエーションフェスティバル（1回）〔1回〕
 - ⑥ 第59回成人式（1回）〔1回〕
 - ⑦ 全国青少年健全育成強調月間及び東大和市あいさつふれあい月間駅頭キ

- キャンペーン（１回）〔１回〕
- ⑧ 公民館まつり（４回）〔５回〕
- ⑨ 第４７回ロードレース大会（１回）〔１回〕
- ⑩ P T A 連合協議会総会、懇談会、講演会（３回）〔３回〕
- ⑪ 消防出初式（１回）〔１回〕
- ⑫ 第４３回市民体育大会（スポーツ大会）の各競技団体が行う開会式・閉会式等（２回）
- ⑬ 学力・授業力向上推進委員会発表会（１回）〔１回〕
- ⑭ 東大和市小学校教育研究会（１回）〔１回〕
- ⑮ 東大和市中学校教育研究会（１回）〔１回〕
- ⑯ 小学校増築に伴う施設見学会（１回）
- ⑰ スポーツ祭東京２０１３東大和市実行委員会常任委員会・総会（１回）
- ⑱ スポーツチャンバラ普及啓発事業「第２７回東京都スポーツチャンバラ選手権大会」（１回）

(6) 東大和市学校教育振興基本計画策定検討委員会（３回）

- ① 学校教育振興基本計画策定検討委員会（３回）

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成24年度主要施策の点検及び評価について

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

全ての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を行う。

(1) 【人権教育の推進】(※【 】で付した見出しは本報告書用の見出しです。)

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

- ① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。
- ② 社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。
- ③ 体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出すとともに、各学校が作成した体罰防止プラン等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

(2) 【社会への貢献】

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会貢献の精神を育むため、家庭や地域と連携し、各学校で道徳授業地区公開講座を開催するなど、東京都の「心の東京革命行動プラン」の実施に努める。

- ① 市民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「教育の日やまと」や「東京都教育の日」等を活用し、学校、家庭、地域の協働した取組を推進する。
- ② 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を、学校、家庭、地域の健全育成関連機関・団体

等との連携のもとに推進する。

(3) 【いじめ・不登校の対策】

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、教育センターの活用、訪問指導等により、学校における教育相談機能の充実を図る。

特に「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。また、不登校児童・生徒、その家庭への支援のための取組を充実させる。

(4) 【青少年の健全育成】

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員・主任児童委員などの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、セーフティ教室や情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育をとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■主要施策

(1) 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

- ① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。
- ② 社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。
- ③ 体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出すとともに、各学校が作成した体罰防止プラン等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

■施策の取組状況

① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会（担当校長2人、各校主幹・教諭15人）を開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

<実績等> 年間4回[4回]

② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

③ 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。
<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～③ 人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。

(指導室)

(2) 社会への貢献

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会貢献の精神を育むため、家庭や地域と連携し、各学校で道徳授業地区公開講座を開催するなど、東京都の「心の東京革命行動プラン」の実施に努める。

① 市民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「教育の日やまと」や「東京都教育の日」等を活用し、学校、家庭、地域の協働した取組を推進する。

② 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を、学校、家庭、地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。

■施策の取組状況

① 「教育の日やまと」の開催

「教育の日やまと」において、教育課題解決に向けた校内研究を支援するために設けられた研究奨励校の研究発表会を開催し、教職員や保護者、市民が共に教育について考える機会を設けた。

<実績等> 研究発表会開催日 2日[2日]
小学校5校[5校]・中学校1校[2校]
参加人数延べ 1,284人[1,256人]

② 「道徳授業地区公開講座」の実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校で実施した。公開内容・方法を各校が工夫したことで参加者が増加した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]
参加人数 延べ 教職員 小学校250人、中学校129人
合計379人[373人]
保護者 小学校2,800人、中学校691人
合計3,491人[3,042人]
地域 小学校80人、中学校34人
合計114人[97人]

講師 小学校29人、中学校9人
合計38人 [49人]

③ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

大人から子どもたちに、「あいさつ」や「一声」かけることをとおして、地域の大人と子どもたちとの『ふれあいのきずな』を強めていくことを目的として11月に「東大和市あいさつふれあい月間」の取組を実施した。

11月1日に「駅頭キャンペーン」を教育委員（5人）並びに市内中学校生徒会役員（30人）の参加のもとに市内各駅（東大和市駅、武蔵大和駅、玉川上水駅）及び市内スーパーマーケット前交差点にて行った。

<実績等> しおり配布 600枚 [600枚]

バッチ配布 300個

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～③ 教育について共に考える機会として「教育の日やまと」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取り組みを一層推進する。

(指導室)

(3) いじめ・不登校の対策

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、教育センターの活用、訪問指導等により、学校における教育相談機能の充実を図る。

特に「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。また、不登校児童・生徒、その家庭への支援のための取組を充実させる。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置

市内全小学校10校 [10校] と市内全中学校5校 [5校] にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② さわやか教育相談室、教育情報室及びサポートルーム（適応指導教室）、訪問相談の連携

さわやか教育相談室、教育情報室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。

また、サポートルーム連絡会を開催し、東京都教育相談センターから不登校対策専門相談員を招聘し、指導助言を受けて、連携を行った。

<実績等> サポートルーム連絡会 年間3回 [3回]

③ 24時間電話教育相談の開設

市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、心身の健康、行動、学習、進路等について、毎週火曜日に24時間電話教育相談を開設した。

<実績等> 相談件数 年間34回 [68回]

④ 子どもの人権相談コーナーの開設

人権上の諸問題に関する相談活動を通じて、関係機関と連携しながら児童・生徒の人権を守り、広く人権尊重の精神の育成を図るため、子どもの人権相談コーナー（通称「子どもの人権オンブズマン」）を教育センター教育情報室内に毎月第2、第4水曜日（午後3時から午後5時）に開設した。

<実績等> 年間 計24回[24回]

⑤ スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会の実施

スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会を開催し、市内のスクールカウンセラー、教育相談室相談員、訪問相談員、子ども家庭支援センター職員、子どもの人権相談コーナー相談員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。

<実績等> 年間2回[2回]

⑥ 不登校対策研究推進チームの設置

教育委員会内に、不登校対策研究推進チームを設置し、不登校対策研修を実施した。また、各機関との連携を行うとともに、各校の欠席対応について分析を実施した。

<実績等> 不登校児童・生徒が昨年度比増減なしの82人[82人]となった。

⑦ いじめの未然防止

ア いじめ防止のためのシンポジウムを開催した。

<実績等> 日時：平成24年11月24日（土）午後5時30分～午後7時30分

開催目的 社会全体でいじめを許さない環境を作り上げるために、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために学校・家庭・地域社会・関係機関が連携して取り組むべきことを確認するため

第一部 発表 「中学生による意見発表」

第二部 講演 「いじめるほうが100%悪い」

パネルディスカッション 「社会全体でいじめを許さない環境をつくるために」

講師 いじめと戦おうホームページ管理人 玉聞 伸啓

参加人数 202人

イ アンケート調査

年3回実施される東京都の「ふれあい月間」に合わせて、学校でいじめアンケート調査を実施したり、資料等を使って学校での指導を徹底した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～⑤ 教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

⑥ 全小・中学校を不登校対策研究協力校に指定し、教育委員会不登校対策研究推進チームを中心に不登校児童・生徒の減少のために、欠席受付方法の工夫等を実施し、不登校児童・生徒の一層の減少を目指す。

⑦ いじめの未然防止の観点から、シンポジウムを開催したり、いじめアンケート調査を各校で実施し、その問題解決のための対応を組織的に推進する。

(指導室)

(4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員・主任児童委員などの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、セーフティ教室や情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育をとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■施策の取組状況

① セーフティ教室の全校実施

セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成と充実を図り、保護者・地域住民の参加のもと、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

② 東大和市公立学校健全育成会議の実施

東大和市立小・中学校に在籍する児童・生徒の健全育成に関する問題の発生防止、発生後の対応等について、学校教育関係者等の連携を図るため、東大和市公立学校健全育成会議を開催した。

<実績等> 年間2回[2回]

③ 学校と東大和警察署連絡会の実施

学校と警察署が相互に協力し、連携を密にして児童・生徒の非行防止、健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会を開催した。

<実績等> 年間1回[1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。

② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。

③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

(指導室)

基本方針 2

「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあつて、国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、確かな学力を育み、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を推進することが求められる。

そのために、子供たち一人一人の生きる力としての知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、道徳性、社会性を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養う。

(1) 【才能を伸ばすための多様な教育手段】

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす多様な教育手法等を拡充する。

- ① 児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の各校種間のつながりや学校間及び保育園等との連携を重視した教育を推進する。
- ② 児童・生徒が自らの資質や能力を発見し、自分に自信をもち、主体的に自己実現を図る力を育むことができるよう、カリキュラムや指導法の工夫・改善を進める。

(2) 【基礎学力の向上】

新学習指導要領の趣旨に則り、十分な授業時数を確保するとともに、基礎的な学力の定着を図る。また、児童・生徒の個々の特性や学力向上等に対応するため、習熟の程度に応じた少人数の学習集団等による指導を一層充実させる。

また、学校ごとに策定した「授業改善推進プラン」に基づいた授業の工夫・改善を進め、個に応じた多様な教育を推進し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成する。

(3) 【小・中連携教育の推進】

小学校から中学校への円滑な接続を図るために、「小・中連携教育」を推進する。「東大和市立小・中連携教育における基本方針及び実施方策」に沿って、「小・中連携カリキュラム」活用による学習指導、教員の交流、児童・生徒の健全育成、確かな学力向上を図る。

(4) 【読書教育の推進】

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

(5) 【授業改善推進プランの活用】

文部科学省「全国学力・学習状況調査」及び東京都教育委員会「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を学校ごとの「授業改善推進プラン」に反映させ、実施・評価・改善という授業改善サイクルを確立する。

さらに、児童・生徒及び保護者等を対象とするアンケート等を活用し、学校の自己評価に基づいた授業改善を推進することで、児童・生徒の学力向上を図る。

(6) 【職場体験学習の充実】

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等に関わる適切な進路情報を主体的に収集し、自ら進路を切り拓いていく力を身に身に付けさせる。また、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の傾向に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育む教育を充実させる。

(7) 【特色ある教育活動の拡充】

小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

(8) 【環境教育の推進】

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。

(9) 【健康教育の充実】

学校と家庭・地域の連携の下に、子供たちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の一層の充実を図る。また、学校において、アレルギー疾患に対応するため、引き続き「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の活用を図る。

(10) 【特別支援教育の推進】

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、特別な支援が必要な児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

- ① 各学校における特別支援教育を一層充実するため、校内委員会等を中心とした発達障害等の早期発見・早期支援のためのシステムの充実を図る。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実を図る。
- ③ 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園・保育園との連携を推進する。

(11) 【伝統文化の理解】

日本や世界の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りを育む。また、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■主要施策

(1) 才能を伸ばすための多様な教育手段

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす多様な教育手法等を拡充する。

- ① 児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の各校種間のつながりや学校間及び保育園等との連携を重視した教育を推進する。
- ② 児童・生徒が自らの資質や能力を発見し、自分に自信をもち、主体的に自己実現を図る力を育むことができるよう、カリキュラムや指導法の工夫・改善を進める。

■施策の取組状況

- ① 小・中連携教育推進委員会を設置し、東大和市立小・中学校全校における小・中連携教育の推進を図った。また、心の教育推進委員会で「小・中連携カリキュラム 道徳編（板書例）」の作成を行った。

＜実績等＞ 東大和市立小・中学校「小・中連携カリキュラム 道徳編（板書例）」を作成し、東大和市立小・中学校全教員に配布した。

- ② A L T（外国人講師）の派遣

中学校の外国語（英語）授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、A L T（外国人講師）を派遣した。

＜実績等＞ 派遣時間 中学校 4 2 5 時間 [4 6 8 時間]

- ③ 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

＜実績等＞ 派遣時間 2 7 0 時間 [1 9 0 時間]

対象児童数 3 人 [3 人] 対象生徒数 4 人 [3 人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 小学校 5、6 年生の外国語活動必修化に伴い、カリキュラムや教材づくりを研究するため、教員向けの研修を実施する。
- ② A L T（外国人講師）の派遣を拡充する。

(指導室)

(2) 基礎学力の向上

新学習指導要領の趣旨に則り、十分な授業時数を確保するとともに、基礎的な学力の定着を図る。また、児童・生徒の個々の特性や学力向上等に対応するため、習熟の程度に応じた少人数の学習集団等による指導を一層充実させる。

また、学校ごとに策定した「授業改善推進プラン」に基づいた授業の工夫・改善を進め、個に応じた多様な教育を推進し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成する。

■施策の取組状況

① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置

きめ細やかな指導を行うため、東京都の少人数学習加配教員に加え、市が採用した少人数学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。

<実績等> 配置校 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② 『「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果・指導のポイントについて』の作成・配布

学力・授業力向上推進委員会を設置して、調査結果を分析した。

<実績等> 『「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果・指導のポイントについて』を作成した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員により、少人数の学習集団による学習指導を充実させる。

② 学力・授業力向上推進委員会における調査分析を生かした教材づくりを行う。

(指導室)

(3) 小・中連携教育の推進

小学校から中学校への円滑な接続を図るために、「小・中連携教育」を推進する。「東大和市立小・中連携教育における基本方針及び実施方策」に沿って、「小・中連携カリキュラム」活用による学習指導、教員の交流、児童・生徒の健全育成、確かな学力向上を図る。

■施策の取組状況

① 中学校区ごとでの連携教育

中学校区ごとで授業参観及び情報交換会を実施した。また、小・中学校間での児童・生徒交流、授業実施、地域を交えての交流会を実施した。

② 市の施策事業での小・中連携

教務主任会・生活指導主任会をはじめ、市の委員会・研修を小・中連携を意識した計画を立て、実施した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

小・中連携教育から小中一貫教育への移行を行い、9年間で踏まえた教育が実施できるよう、カリキュラムの変更を踏まえて検討し、よりきめ細かい教育を実施していく。

(指導室)

(4) 読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

■施策の取組状況

① 学校図書館指導員の配置

個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう、応募者がいなかったため配置ができなかった一部の学校を除き、学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。

<実績等> 配置校数 小学校10校 [10校]、中学校4校 [5校]

(指導室)

② 学校図書館システム等の活用の充実

学校図書館の蔵書管理を効率的に行うため、学校図書館システムの活用にあたり、サポート体制を整えた。

(学校教育課)

■今後の取組の方向性

① 学校図書館指導員を活用し、学校図書館の整備や児童・生徒の読書活動の支援を充実させる。

(指導室)

② 市内小・中学校の学校図書館システム等の円滑な運用を支援する。

(学校教育課)

(5) 授業改善推進プランの活用

文部科学省「全国学力・学習状況調査」及び東京都教育委員会「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を学校ごとの「授業改善推進プラン」に反映させ、実施・評価・改善という授業改善サイクルを確立する。さらに、児童・生徒及び保護者等を対象とするアンケート等を活用し、学校の自己評価に基づいた授業改善を推進することで、児童・生徒の学力向上を図る。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校における授業改善推進プランの作成

児童・生徒にとって魅力ある授業を展開するため、授業改善を図った。また、学力向上についての保護者や市民の期待に応えるため、市内全小・中学校において、「授業改善推進プラン」を作成した。

<実績等> 小学校10校 [10校] 中学校5校 [5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を踏まえた「授業改善推進プラン」を作成、活用し、確かな学力向上を図る。

(指導室)

(6) 職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等に関わる適切な進路情報を主体的に収集し、自ら進路を切り拓いていく力を身に付けさせる。また、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の傾向に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育む教育を充実させる。

■施策の取組状況

- ① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請
商工会を通じて、市全体の事業者へ中学生の職場体験受け入れの協力要請を行った。
- ② 各学校への情報提供
職場体験の受け入れ先等についての情報を各学校に提供した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 中学校職場体験学習の機会が得られるよう、市内民間事業者や関係団体等へ協力を要請する。

(指導室)

(7) 特色ある教育活動の拡充

小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

■施策の取組状況

- ① 特色ある教育活動を推進
特色ある教育活動を推進するために、郷土博物館等の社会教育施設の活用による総合的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。
<実績等> 実施校 小学校10校 [10校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育施設等との連携を図り、地域の教材を活用した授業の一層の充実を図る。また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実施できるよう、情報提供を行う。

(指導室)

(8) 環境教育の推進

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。

■施策の取組状況

- ① 各学校の特色に応じた環境教育の実施
各学校の特色に応じ、屋上緑化、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及び生物の観察などの環境教育を推進した。
<実績等> 小学校10校[10校]、中学校5校[5校]
- ② 地球温暖化等の環境への関心を高める
CO₂アクション月間などの実践的なプログラムを体験させる環境教育を、市内全小・中学校で実施した。
<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、CO₂アクション月間などの実践的なプログラムを体験させる環境教育を、市内全小・中学校で実施することを指針とする。

(指導室)

(9) 健康教育の充実

学校と家庭・地域の連携の下に、子供たちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の一層の充実を図る。また、学校において、アレルギー疾患に対応するため、引き続き「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の活用を図る。

■施策の取組状況

- ① 市内全小・中学校における食育の全体計画の作成

食に関する教育の充実を図るために、市内全小・中学校において食育の全体計画を作成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

- ② 市内全小・中学校における食育の年間計画の作成等

全ての小・中学校において食育の全体計画に加え、食育の年間計画を作成し、一層の充実を図った。また、夏季研修会において食育に関する研修会を実施し、先進校の実践を学んだ。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(指導室)

- ③ 児童・生徒への食に関する指導

学校と連携し、給食の歴史、地場野菜、食材、バランスの良い食事、朝食について、偏食について等をテーマとして食に関する指導を行った。

<実績等>

一小	33回 [26回]	二小	5回 [4回]	三小	3回 [4回]
四小	4回 [3回]	五小	4回 [6回]	六小	4回 [3回]
七小	3回 [4回]	八小	35回 [35回]	九小	11回 [4回]
十小	25回 [23回]	四中	1回 [0回]	サポートルーム	0回 [1回]
		合 計		128回 [113回]	

- ④ 給食への地場産使用

東大和市の地場野菜を給食に取り入れた。生産者の協力のもと、給食への活用を通年で行った。

<実績等> ・使用野菜 ジャがいも、きゅうり、里芋、にんじん、大根、ブロッコリー、キャベツ、ほうれん草、なす、ねぎ、白菜、いんげん

・使用量 9,402kg [7,174kg]

※前年度と比較して、2,228kg、31.1%の増。

(給食課)

- ⑤ 栄養教諭による食育授業の実施

小学校において、「食に関する指導の年間指導計画」に基づいた食育の授業を行った。

<実績等> 小学校10校[9校]

(指導室)

⑥ 保護者を対象とした食育

給食試食会の際に、保護者対象に朝食の大切さ等についての食育を行った。

<実績等> 保護者への食育指導 12回 [11回]

参加人数 453人 [391人]

(給食課)

■今後の取組の方向性

①② 引き続き、関係部署と連携し、児童・生徒への食に関する指導を推進する。

(指導室)

③ 引き続き、給食を「生きた教材」とし、児童・生徒への食育を推進する。

④ 地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給食に取り入れ、より一層の活用を行う。

(給食課)

⑤ 食育をより理解し広げていくために、今後も継続して行っていく。食育基本法の趣旨や制定された背景を含め学校給食への理解をより深める。

また、現在、給食センターで行っている食育の現状を紹介し、引き続き教職員との連携を図っていく。

(指導室)

⑥ 児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進していく。

(給食課)

(10) 特別支援教育の推進

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、特別な支援が必要な児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

① 各学校における特別支援教育を一層充実するため、校内委員会等を中心とした発達障害等の早期発見・早期支援のためのシステムの充実を図る。

② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実を図る。

③ 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。

④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園・保育園との連携を推進する。

■施策の取組状況

① 小・中学校における特別支援教育を円滑に進めるための体制の整備

ア 小・中学校において、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努めた。

イ 東大和市における特別支援教育に関する手続や方法をまとめた「特別支援教育「東大和マニュアル」」を教員に配布し、学校現場における特別支援教育の理解充実に努めた。

ウ 特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーター向けに特別支援学級研修会や通級指導学級研修会を実施し、特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに特別

支援教育に対する理解を深めた。

- <実績等> 特別支援教育「東大和マニュアル」の配布（平成22年度に全教員に配布しているため管理職、特別支援教育コーディネーター、新任・転任教諭を対象に各校10部追加配布）150部[150部]
特別支援学級研修会・通級指導学級研修会の実施 10回 [6回]

② 特別支援教育に関する理解啓発の推進

ア 未就学児保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを就学時健診を受診した児童の保護者全員に配布した。

イ 小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを新小学1年生の保護者を対象に全員に配布した。

ウ 市民や関係機関職員向けの特別支援教育の理解啓発を図るため、東京都立羽村特別支援学校と共催で講演会を開催した。

- <実績等> 未就学児保護者向け啓発パンフレットの配布 800部 [800部]

小中学校在籍保護者向けパンフレットの配布 800枚[在籍児童生徒分 6, 800枚、学校及び関係機関分 1, 000枚]

東京都立羽村特別支援学校・東大和市教育委員会共催 支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会の開催

日時：平成24年8月2日（木） 午後1時30分～3時

第一部 講演 「発達障害の理解とその対応」

講師 東京都立墨東病院 精神科医長 鮎田栄治 先生

講演会終了後 希望者による個別の相談

③ 幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備

ア 幼稚園・保育園からの円滑な入学を支援し、小学校との連携を強化するため、就学支援シートを用意し、就学時健診時に保護者全員に説明し、配布をした。その後、各学校説明会時に保護者より就学支援シートの任意提出を受けて、学校側で児童の様子を事前に把握することで、適切な入学準備を行った。

- <実績等> 就学支援シートの作成 850部 [800部]
就学支援シート回収部数 91部 [91部]

イ 市内の幼稚園・保育園からの要望に基づき園に所属する幼稚園教諭・保育士を対象に特別支援教育に係る研修会を実施した。

- <実績等> 派遣回数 16回

④ 特別支援学級設置校長会の開催

特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有を図るとともに、充実を図るための課題の解決に向けて協議を行った。

- <実績等> 開催回数 3回 [3回]

⑤ 特別支援教育検討委員会の開催

東大和市における特別支援教育のあり方について検討するため、特別支援教育検討委員会（小・中学校長会会長、通級指導学級教諭、特別支援学級教諭、心理相談員、教育委員会職員等15人で構成）を開催した。検討事項は、専門家チームの設置について、教育センターと巡回相談の連携・役割整備について、通級退級システム等の検討について、特別支援学級設置校のあり方について等であった。

- <実績等> 開催回数 特別支援教育検討委員会 3回 [3回]

特別支援教育検討委員会課題別分科会 5回[8回]

⑥ 要保護児童地域対策協議会への参加

要保護児童地域対策協議会代表者会議に出席し、関係機関と連携を図った。また、要保護児童地域対策協議会実務担当者会議に出席し、個別のケースにおいて、具体的な支援策等の話し合い及び連携を行った。

<実績等> 要保護児童地域対策協議会代表者会議出席 2回 [2回]
要保護児童地域対策協議会実務担当者会議出席 4回 [4回]

⑦ 巡回指導・相談体制の整備

巡回相談員3人と教員免許を持つ巡回指導員（特別支援教育士）1人の4人体制で不登校・発達障害等の特別支援教育に係る巡回相談を実施し、学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言及び保護者相談をきめ細かく行った。

また、就学前機関での研修会の講師や相談対応を実施し、本市における早期発見・早期支援の取組みについて、外部学会へ発表に向けての検討・準備を行った。

<実績等> 巡回相談等の年間件数
小学校 284件 [270件] 中学校 50件 [56件]
就学前機関 47件 [56件] 家庭 8件 [17件]
関係機関 52件 [50件] 心理検査65件 [73件]
合計 506件 [522件]

⑧ 就学相談の実施

心身に障害がある児童・生徒、教育上の特別な支援が必要な児童・生徒の適切な就学を図るため、東大和市就学支援委員会就学判定会議を実施した。また、在籍児童・生徒のうち通級入級に係る調査審議を専門に行う通級入級判定会議を実施した。

<実績等> 就学相談56件 [70件] 通級入級相談16件 [26件]

【就学相談結果】 (単位：人)

就学先	小学校	中学校	合計
特別支援学級（固定制）	5 [4]	9 [14]	14 [18]
特別支援学級（通級制）	18 [26]	17 [19]	35 [45]
特別支援学校	6 [13]	5 [3]	11 [16]
通常の学級	4 [4]	5 [12]	9 [16]
その他（私立学校等）	0 [1]	3 [0]	3 [1]
合計	33 [48]	39 [48]	72 [96]

⑨ 子ども支援員の派遣

支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定と学校生活への適応を図るために、子ども支援員（メンタルサポートスタッフ及び特別支援教育支援員）を配置し各学校からの要請に応じて派遣した。

<実績等> 子ども支援員 15人 [14人]
子ども支援員を派遣した児童数 23人 [31人]

⑩ 副籍制度

東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流（学校だよりの交換等）や直接交流（行事への参加等）を行った。

<実績等> 小学部副籍者 8人 [8人]
中学部副籍者 4人 [5人]
計 12人 [13人] (学校教育課)

■ 今後の取組の方向性

- ① 学校で開催される校内委員会に巡回相談員や巡回指導員が参加し、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努める。また、研修会等を通じて特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る。
- ② 市民や関係機関向けに講演会等を実施し、特別支援教育における理解を深める。
- ③ 就学支援シートの作成・配布を今後も毎年継続的に実施し、幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備を行う。
- ④ 特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有と課題解決を図る。
- ⑤ 特別支援教育検討委員会を開催し、特別支援教育に対する課題の取組や検討を行う。
- ⑥ 要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携を図る。また、保健・医療・福祉・教育の各機関が連携し、支援が必要な幼児・児童・生徒が幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、各機関の連携会議の開催について検討を行う。
- ⑦ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。
- ⑧ 就学相談件数の増加や多様化に伴い、巡回相談員や巡回指導員の活動時間増加を検討するとともに経験豊かな退職教諭による就学相談体制の充実を図る。
- ⑨ 子ども支援員を有効に活用し、支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定を図り、学校生活への適応を支援する。
- ⑩ 副籍制度を実施し、東京都立特別支援学校と市立小・中学校の児童・生徒の交流を行い、相互理解を深める。

（学校教育課）

(11) 伝統文化の理解

日本や世界の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りを育む。また、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■ 施策の取組状況

- ① 日本の伝統文化に触れる機会の充実
小・中学校鑑賞教室を通じて、日本の伝統文化に直接触れる機会をもち、そのすばらしさと奥深さを体験させた。
<実績等> 小学校2校[1校]、中学校0校[1校]
- ② 社会科副読本「わたしたちの東大和」の作成
東大和市を理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を作成し、小学校3年生に無償で配布した。
<実績等> 小学校10校[10校]
- ③ 社会科副読本改訂委員会の開催
副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を開催した。
<実績等> 年間3回
- ④ A L T（外国人講師）の派遣
小学校の総合的な学習の時間において、異なる文化をもつ人々との交流を体験し、

文化等に対する理解を深めるため、ALT（外国人講師）を派遣した。

<実績等> 派遣時間 小学校812時間 [798時間]

(指導室)

■今後の取り組みの方向性

- ① 小・中学校鑑賞教室等を通じて、日本の伝統文化に触れる機会の充実を図る。
- ②③ 社会科副読本の一層の充実を図るため、「わたしたちの東大和」を見直す。
- ④ 小学校に対するALT（外国人講師）の派遣の拡充をする。

(指導室)

基本方針 3

「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実

少子高齢化や核家族化が進む中で、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって、自由に学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、さらに、推進できるよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(1) 【生涯学習の推進】

「第二次東大和市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興を図り、生涯学習社会の実現を目指す。

(2) 【生涯学習の支援】

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

(3) 【社会教育活動への支援】

公民館、図書館、博物館の施設整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実させるとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

(4) 【文化施設の整備・充実】

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の保存・整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実を図る。

(5) 【スポーツの振興】

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備やスポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図る。

(6) 【施設の利用促進】

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

■主要施策

(1) 生涯学習の推進

「第二次東大和市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興を図り、生涯学習社会の実現を目指す。

■施策の取組状況

① 社会教育委員会会議

社会教育委員会会議は、社会教育法第17条の規定に基づき設置された機関で、社会教育全般にわたる調査・研究・計画の立案を始め、教育委員会からの諮問に答えるため、会議を開催した。

<実績等> 年11回[11回]

② 多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）の実施

平成24年度は、「ごみの出前講座」や「東大和市の防災対策について」など、市民団体等が自主的に行う学習会に市職員を講師として派遣した。

<実績等> 延べ28件 [25件]、817人 [770人]

③ 学びあいガイドの発行、東大和市生涯学習人材バンクの紹介

生涯学習を推進するため、学びあいガイド24を作成・発行した。

また、学びあいガイド（行政による生涯学習）の中で、人材バンク制度の紹介をした。

<実績等> 学びあいガイド24（市民による生涯学習）

1, 200冊 [1, 200冊]、

学びあいガイド24（行政による生涯学習）

600冊 [600冊]

学びあいガイド24（小学生向け）

4, 800部

④ 東大和市民文化祭

平成24年10月13日から11月11日までの30日間 [20日間] 実施した。

<実績等> 来場者 10,927人 [12,428人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

① 引き続き、社会教育委員から意見を聞きながら、「第二次東大和市生涯学習推進計画」に基づく生涯学習の振興を図り、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指していく。

② 多摩湖塾の各課メニューの充実や多摩湖塾の周知を図っていく。

③ 学びあいガイドの発行や東大和市生涯学習人材バンクについて市報やチラシ等によって、広く市民に周知し、市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図る。

④ 東大和市文化協会と連携し、東大和市民文化祭を実施していく。

(社会教育課)

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

■施策の取組状況

① 東大和市社会教育関係団体育成事業

市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体に対して、補助金の交付等の援助を行った。

<実績等> 7団体 3,846,400円 [7団体3,846,400円]

② 東大和市生涯学習人材バンク

知識や技能を有する方々に人材バンクに事前に登録してもらい、指導者や講師を探している市内サークル・団体や新たに活動を始めたい市民への活用を図った。ま

た、この制度の周知を図るため、登録者による体験講座を実施した。

＜実績等＞ 体験講座 中央・南街・狭山・蔵敷の各公民館で実施
4日間6講座 38人 [4日間7講座 31人]
人材バンク 利用件数4件 [4件]、
延参加人数106人 [217人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育関係団体育成のため、補助金を交付していく。
- ② 東大和市生涯学習人材バンクの周知を図るため、体験講座の実施をしていく。

(社会教育課)

(3) 社会教育活動への支援

公民館、図書館、博物館の施設整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実させるとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

■施策の取組状況

① 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法第29条に基づいて設置された機関であり、公民館における各種事業の企画実施に関する調査審議を行い、館長に対し意見を述べることがを目的とし開催した。

＜実績等＞ 年8回 [8回]

② 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

＜実績等＞

内 容	開館 日数 (日)	利用件数及び利用人数							定期 利用 グル ープ 数
		件	一般	市役所	主 催	有 料	合 計	利用率	
		人							
5 館 合 計	1,526 [1,496]	14,755 [14,110]	954 [952]	1,122 [1,087]	373 [362]	17,204 [16,511]	62.63% [61.32%]	403 [402]	
		162,279 [154,478]	30,448 [33,761]	19,163 [20,718]	9,248 [8,994]	221,138 [217,951]			

※定期利用グループ数は、平成24年4月現在。

③ こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各館だよりは主に職員の各戸配布により、市民へ配布した。

<実績等>

名 称（発行館）	発行回数（発行月）	発行部数
こうみんかんだより（5館合同）	6回（5、7、9、11、1、3月）	187,200部[187,200部]
中公タイムス（中央）	3回（5、9、1月）	7,500部 [7,500部]
ハロー公民館（南街）		8,400部 [7,500部]
こんにちは狭山公民館（狭山）		7,500部 [7,200部]
あすなろだより（蔵敷）		3,900部 [3,900部]
こだまの森（上北台）	3回（4、8、12月）	11,400部 [11,400部]
合 計		225,900部[224,700部]

④ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

<実績等>

（単位：回、人）

施設名	対象															合計		
	子ども			青年			成人			保育付			高齢者			講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数
	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数			
中央	1 [1]	1 [1]	45 [17]	6 [6]	69 [66]	2,716 [2,311]	2 [2]	9 [9]	137 [280]	2 [2]	20 [20]	343 [283]	— [—]	— [—]	— [—]	11 [11]	99 [96]	3,241 [2,891]
南街	1 [1]	1 [1]	155 [178]	— [—]	— [—]	— [—]	5 [5]	34 [32]	947 [1,078]	1 [1]	9 [11]	112 [118]	— [—]	— [—]	— [—]	7 [7]	44 [44]	1,214 [1,374]
狭山	3 [2]	7 [6]	177 [162]	— [—]	— [—]	— [—]	4 [4]	23 [21]	464 [397]	1 [1]	9 [9]	88 [87]	1 [1]	9 [7]	221 [188]	9 [8]	48 [43]	950 [834]
蔵敷	1 [1]	3 [4]	33 [76]	1 [—]	4 [—]	99 [—]	3 [3]	12 [17]	196 [274]	1 [1]	8 [8]	143 [80]	1 [1]	6 [6]	247 [195]	7 [6]	33 [35]	718 [625]
上北台	1 [1]	6 [4]	86 [79]	— [—]	— [—]	— [—]	4 [4]	26 [24]	652 [525]	1 [1]	10 [10]	96 [107]	— [—]	— [—]	— [—]	6 [6]	42 [38]	834 [711]
新堀	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	1 [1]	8 [8]	493 [520]	1 [1]	8 [8]	493 [520]
合計	7 [6]	18 [16]	496 [512]	7 [6]	73 [66]	2,815 [2,311]	18 [18]	104 [103]	2,396 [2,554]	6 [6]	56 [58]	782 [675]	3 [3]	23 [21]	961 [903]	41 [39]	274 [264]	7,450 [6,955]

⑤ 市民大学の開設準備

生涯学習の一環として、市民が主体的に豊かな地域社会をつくることを目指し、地域で学び、互いにふれあい、自己実現するための機会を提供するため、市民大学の開設に向けて準備会議を行った。

<実績等> 年17回

（中央公民館）

⑥ 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づいて設置された機関で、図書館

の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることを目的とし開催した。

<実績等> 年3回[3回]

⑦ 図書館資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

<実績等>

	中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合計
購入 点数	11,200 点 [11,294 点]	2,874 点 [3,174 点]	3,697 点 [4,443 点]	17,771 点 [18,911 点]
購入 金額	24,242,843 円 [25,442,686 円]	4,975,014 円 [5,446,932 円]	5,973,816 円 [7,383,775 円]	35,191,673 円 [38,273,393 円]

⑧ 図書館と学校との連携

ア 中央図書館見学会

・小学3年生対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を知ってもらった。

<実績等> 小学校10校・23クラス [23クラス]・758人 [723人]

・保育園・幼稚園年長組園児対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらった。

<実績等> 15園 [11園]・446人 [389人]

イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする場合、学校図書館では足りない部分の援助を行った。

<実績等> 調べ学習の依頼 137件 [205件]、5,810冊 [7,901冊]

⑨ リクエストサービス

他の利用者が借りている資料は返却されしだい、市内の他館にある資料は取り寄せて提供した。また、市内で所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や他の図書館から借用・紹介して提供した。

<実績等> リクエストサービス受付数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	インターネット	合計
14,392 [15,062]	5,646 [4,772]	6,178 [6,814]	61,100 [56,436]	87,316 [83,084]

⑩ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料(情報)を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

<実績等> ・資料案内数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	計
16,659 [14,637]	2,266 [1,884]	3,877 [5,160]	22,802 [21,681]

⑪ 図書館の利用状況

桜が丘図書館の月曜開館及び武蔵村山市立図書館との相互利用を開始した。

<実績等> 貸出点数 (単位：点)

	平成24年度	平成23年度	比較増減
中央図書館	503,766	503,973	△207
桜が丘図書館	127,342	115,631	11,711
清原図書館	154,699	160,256	△5,557
合計	785,807	779,860	5,947

⑫ 「東大和市子ども読書活動推進計画」の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、市内に東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、審議を重ねた。市民意見の募集及び図書館協議会の審議を経て、平成25年3月に「東大和市子ども読書活動推進計画〔平成25年度～平成29年度〕」を策定した。

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

⑬ 郷土博物館協議会

郷土博物館協議会は、博物館法第20条の規定に基づき設置された機関で、館長の諮問に応ずるとともに、郷土博物館の運営に関する基本的な事項について調査審議することを目的とし開催した。

<実績等> 年1回 [1回]

⑭ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

市の歴史や自然環境の紹介のほか、小規模な企画展示を行う常設展示室を引続き開室した。

また、企画展示室では、「収蔵資料展 vol. 8 やきものの民具」(平成23年度末から24年6月にかけて開催)、「だれでもできる天気予報」、「空と深海の神秘」「第19回野草スケッチ展～植物画を描く」、「ひなまつり～ひな人形とつるしびな」「鳥と木の実」(24年度末から25年6月にかけて開催)の企画展示を行い、平成24年度28,810人 [21,082人] の入場者があった。

郷土博物館のロビーや2階廊下を使ったロビー展示は、事業の一環として狭山丘陵で環境学習を行った小学生たちの感想文等を展示した「狭山丘陵で学んだよXI」(24年3月24日～5月6日)、「狭山丘陵で学んだよXII」(25年3月23日～)のほか、第二小学校6年生が戦争遺跡である旧日立航空機立川工場変電所の学習と見学をとおして班ごとにまとめた「二小6年生の提言～平和について考えた」の展示と共に、例年開催をしている「写真でたどる多摩の戦跡」(8月7日～31日)を開催した。

旧日立航空機(株)変電所では、4月28日、29日の第1回うまかんべえ～祭り、8月17日の平和市民の集い、10月7日の多摩3市うまいものフェアに合わせて資料展示を含めて内部を公開し、合計して2,025人 [112人] の入場者があった。

⑮ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影等を行い、14,915人 [15,233人] の入場があった。

一般投影では、「太陽のかくれんぼ」(春番組)、「ディープワンダー～宇宙と深海のはるかな旅」(夏番組)、「宇宙兄弟～一点のひかり」(秋番組)、「アイヌの星座とシンシンの中国星座ガイド」(冬番組)を投影したほか、3月から24年6月にか

けては、「ハビタブルゾ〜ン」を投影した。また、夏・冬のアンコール番組として、「スターリー・テイルズ星座は時をこえて」と「宇宙兄弟」を投影したほか、子ども向け一般投影「みみずく探査機ほうほうの旅」(24年3月17日～6月10日、8月7日～17日)と「ぼくらの時間旅行」(25年3月17日～)を投影した。24年度の観覧者は、9,170人[9,673人]であった。

特別投影は、季節にあわせた投影のほか、演劇とプラネタリウム投影を併せたシアトリカルプラネタリウムを行った。

季節の投影は、「たなばたさまの星空」(7月7日、8日)、「クリスマスの星空」(12月23日、24日)、シアトリカルプラネタリウムは、「ほしのうみへと」(8月10日)、「アストロ☆バーベキュー」(3月16日)を実施し、特別投影合計で、614人[518人]の観覧者があった。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、担当職員が解説するもので、市内各小学校の利用のほか、市外の小学校の利用もあり、全体で40校[44校]、3,115人[3,226人]の観覧者があった。

幼児投影は、幼児にもわかりやすく、星に興味を持つよう、簡単な星の解説と「みみずく探査機ほうほうの旅」を投影した。市内外の幼稚園、保育園、児童館などからの観覧があり、35団体[35団体]、1,865人[1,816人]であった。

⑩ 郷土博物館の教育普及活動

バードウォッチングや野草教室、葉草観察会、秋の虫の観察会など職員や講師を招いての「自然観察会」を12回[12回]実施し、362人[314人]の参加があった。

郷土博物館の裏に広がる市立狭山緑地の一角を、15～20分程度でめぐる「ちいさな自然観察会～狭山緑地自然ガイド」を49回[54回]開催し、326人[326人]の参加があった。

「星空観察会」を3回[4回]実施し、82人[92人]の参加があった。なお、うち1回は天候不良のため中止とした。

太陽と月の観察を行う「昼間の星の観察会」を6回[4回]実施し、421人[242人]の参加があった。

その他の博物館講座として、史跡めぐり、植物画教室、天文講演会等を実施したほか、環境教育ボランティアや星空ボランティアのための講座を実施した。

内訳として、「市内狭山丘陵文化財めぐり～西コース編」を1回実施した。出発時点で雨が降り出し、当初の予定時間を短縮して全行程を巡ったが、21人[26人]の参加があった。

植物画教室は6回[6回]の連続講座とし、延べ103人[111人]が参加した。

郷土博物館ロビーで実施した「かんたん工作」は、延べ877人(620人)の参加があった。

24年度下半期から長年の懸案であった「文化財ボランティア養成講座」を開催し、8人の参加申込みがあり、7回の講座で延べ48人の参加があった。

東村山ふるさと歴史館と長年共催し、狭山丘陵というテーマに沿って実施する「狭山丘陵市民大学」については、24年度から武蔵村山市立歴史民俗資料館を加え、3館で実施することとなった。

24年度は「三多摩の自由民権運動と狭山丘陵の村むら」と題し、1回の講義と2回の見学会を行い、延べ3回で53人[38人](3市合計で109人)の参加があった。

⑰ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、10校〔11校〕、656人〔734人〕の展示見学があった。

講師派遣及び出張授業として、職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、環境、天文、歴史の学習を援助した。立川市や武蔵村山市の市外の学校を含め、年間を通じて116回〔110回〕に及んだ。

第一中学校敷地内に設置している生活文化財保存庫に、8校〔2校〕、593人〔90人〕の見学があった。

⑱ その他の講師派遣

当市と武蔵村山市の小学校教員研究会理科部会や中学校社会科部会、東大和市役所新任職員等の研修等7件〔8件〕に職員を派遣した。

⑲ 博物館活動のPR

博物館だより「光と風」を年4回〔4回〕（第72号～第75号）、「星だより」を毎月（No.141～No.152）、「自然観察シート」を10回〔12回〕（No.193～No.202）発行した。

（社会教育課）

■今後の取組の方向性

- ① 引き続き、公民館運営審議会の意見を聞きながら、市民のニーズを調査把握し主催事業をはじめとする公民館運営に反映できるよう努めていく。また、知識の高揚を図るため、研修などに積極的に参加できる機会の提供に努めていく。
- ② 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に努めていく。
- ③ より多くの市民に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていく。また、職員の各戸配布による各館だよりの配布は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。
- ④ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。
- ⑤ 平成24年度に開設準備を行った市民大学を、平成25年度から開講する。五館の公民館が1テーマずつ担当し、受講者には1年間を通じて学んでいただき、学習を通して市民の交流を図り、地域の活動をサポートしていく。

（中央公民館）

- ⑥ 引き続き、図書館協議会に対して図書館奉仕について意見を求め、市民により利用される図書館運営に努めていく。
- ⑦ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。
さらに、さまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。
- ⑧ （ア）小学校と連携を図り、小学3年生を対象に図書館見学を実施することにより、図書館の概要説明や館内見学を通して図書館のことを知ってもらうとともに、

本の楽しみ方を味わってもらおう。

また、児童に対して図書館利用カードを作ってもらえる機会となることから、見学会後も継続的に利用してもらえるようにする。

(イ)「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。また、読書旬間等の行事へも引き続き協力していく。

- ⑨ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供できるようにする。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知らない利用者にホームページや図書館だよりなどを通してその内容を周知する。
- ⑩ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。
- ⑫ 「東大和市子ども読書活動推進計画に基づき子どもの読書活動を支援し推進していく。

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

- ⑬ 引き続き、郷土博物館協議会に対して運営に関する基本的な事項について意見を求め、さらに魅力ある郷土博物館を目指していく。
- ⑭ 郷土博物館は、平成6年4月の開館から19年が経過し、学校との連携は定着してきた。一方で常設展示室の展示情報が古くなり、展示機器が故障するなどして学習に耐えられない状況もあるため、限られた予算のなかで工夫をしながら改修や他の展示媒体への変更を計画していく。

旧日立航空機(株)変電所は、平成7年の文化財指定に際して修復工事を施し、平和教育に活用してきたが、コンクリート建造物の特徴である劣化が徐々に進行している。今後、建物を適正に保存しながら、可能な限り公開する機会を増やすため、修復方法の技術的検討を図っていく。

- ⑮ プラネタリウムは、郷土博物館の集客実績の根幹をなしている。PR方法の改善や投影番組の選定についてさらに検討を重ね、一層の集客に努めていく。
- ⑯ 郷土博物館周辺の自然環境や収蔵資料、市内外に存する文化財やそのデータはもとより、プラネタリウムを有効に活用した教育普及活動を実施してきた。今後もさらに充実していく。

講座等は、市民の多様な学習要求に応えるため、自然、郷土史、天文等の各分野にわたる学習の機会を設けた。今後もその均衡を保ち、さらに充実するよう努めていく。

- ⑰⑱ 小学校への職員派遣はもとより、小・中学校の教育研究会理科部会及び社会科部会の要請に応え、講師派遣を行うと共に、これまでに倣い、市役所の新入職員への講義や、その他諸団体の要請に基づく郷土史や自然環境の講義に職員を派遣する。
- ⑲ より多くの市民の方々に郷土博物館の活動を周知し、利用の促進を図るため、さらなるPRに努めていく。

(社会教育課)

(4) 文化施設の整備・充実

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の保存・整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実を図る。

■施策の取組状況

(仮称) 東大和郷土美術園の整備と公開機会の増加を図った。

① (仮称) 東大和郷土美術園の整備

(仮称) 東大和郷土美術園整備のため、隣接する用地の一部(209.98㎡)を取得した。

② (仮称) 東大和郷土美術園の特別公開

整備前の美術園を、春(5月26日、27日)と秋(11月23日)と公開し、延べ277[696人]人の来園があった。(社会教育課)

■今後の取組の方向性

(仮称) 東大和郷土美術園は、20年近く白紙の状態であった整備を再開し、現状の公開日数を徐々にでも増やして、市の内外に話題を提供できるよう取り組んでいく。

(社会教育課)

(5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備やスポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図る。

■施策の取組状況

① スポーツ施設の整備

指定管理者と調整を行い、各体育施設の修繕等を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。

② スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員協議会はスポーツ基本法第32条に基づき委嘱されたスポーツ推進委員協議会で構成し、当市のスポーツ推進のため、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことを目的に活動した。

<実績等> スポーツ推進委員協議会

定例会 12回 [12回]

スポーツ開放 22回 [23回]

各種スポーツ大会等 6回 [6回]

③ スポーツ指導者の育成

地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っているスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。

<実績等> 講演会派遣 5回[6回] 技術講習会 2回[2回]

④ 第68回国民体育大会(スポーツ祭東京2013)開催準備

平成25年度に第68回国民体育大会(スポーツ祭東京2013)を開催するため、スポーツ祭東京2013東大和市実行委員会に負担金を交付し、国体の広報啓発活動、リハーサル大会開催、競技普及啓発事業、気運醸成開催記念事業の実施、第67回国民体育大会「ぎふ清流国体」への視察等を行い、スポーツ祭東京2013開催に向けた準備を行った。

また、東京都が主催する「第68回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会」を会場地実行委員会として協力し、選手監督等へのおもてなし事業を実施した。

<実績等>

- ・平成24年度実行委員会負担金交付額 20,461,503円[1,315,243円]
- ・スポーツ祭東京2013東大和市実行委員会開催 総会1回[1回]、常任委員会1回[1回]、専門委員会1回[0回]
- ・国体広報啓発活動推進 うまかんべえ～祭等イベントでの国体啓発
- ・ボウリング競技役員・審判員研修会開催
- ・ボウリング競技リハーサル大会開催 内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯争奪第41回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会 11月1日(木)～4日(日) 4日間、選手監督40都道府県247人
- ・冬季国体アイスホッケー競技会協力 競技会場にてふるまい料理のおもてなし、応援のぼり旗装飾
- ・気運醸成開催記念事業実施 国体開催カウントダウンボード設置、商店会装飾灯ペナント掲出、国体観戦ガイドブック作製、ちょこバス国体啓発ラッピング実施、国体啓発物品作製・配布等
- ・ぎふ清流国体視察、瑞穂市事業概要説明会出席

(社会教育課)

④ 地域スポーツクラブの設立

「だれでも・いつでも・いつまでも」スポーツに親しめる環境を提供する「地域スポーツクラブ設立」の支援を行った。

地域スポーツクラブの設立をするために、スポーツ推進委員協議会が中心となり、体育協会や関係者も加わり、東大和市地域スポーツクラブ設立準備委員会を立ち上げ、「地域スポーツクラブ はびねすまいる東大和」を平成25年2月11日(月・祝)に設立した。

- <実績等>
- | | |
|----------|-----|
| 準備委員会会議 | 11回 |
| 運営委員会会議 | 3回 |
| 周知イベント開催 | 2回 |

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、引き続きスポーツ活動を継続的に実践できるようなスポーツ環境の整備を進める。
- ② スポーツ推進のため、スポーツ推進委員によるスポーツの実技指導等を積極的に実施する。
- ③ 引き続き、地域のスポーツ指導者であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。
また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。
- ④ スポーツ祭東京2013東大和市実行委員会を開催して、第68回国民体育大会の「ボウリング競技会」、デモンストレーションとしてのスポーツ行事「スポーツチャンバラ競技大会」を開催する。
また、後催県(長崎県、和歌山県等)へ国体事業概要説明会を開催し事務の引き継ぎを行う。
- ⑤ 地域スポーツクラブは地域住民が運営主体となって活動していくものであり、地

域のスポーツ振興に寄与する団体のため支援を行う。

(社会教育課)

(6) 施設の利用促進

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

■施策の取組状況

① 学校体育施設の利用促進

各小中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整のうえ使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日を毎月24日(日・祝日の場合は翌日)から、先着順により貸出しを行った。

<実績等>

区 分	校 庭	体 育 館
小 学 校	2, 0 2 6件 [2, 0 1 3件]	1, 7 7 8件 [2, 6 9 2件]
中 学 校	4 6件 [2 8件]	1, 5 6 2件 [1, 7 6 9件]

② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日(日・祝日の場合は翌日)から一般受付を行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

<実績等>

区 分	個 人	団 体	計
市民体育館	5 3, 6 2 7件 [4 7, 6 2 2件]	5, 7 5 0件 [5, 5 5 0件]	5 9, 3 7 7件 [5 3, 1 7 2件]
上仲原公園テニスコート	6, 2 2 6件 [6, 2 2 2件]	—	6, 2 2 6件 [6, 2 2 2件]
上仲原公園野球場	—	8 3 5件 [7 5 2件]	8 3 5件 [7 5 2件]
桜が丘市民広場	—	2, 0 6 8件 [2, 1 5 1件]	2, 0 6 8件 [2, 1 5 1件]

③ スポーツ活動の場の提供

自治会や青少年対策地区委員会及び障害者団体等と連携し、幼児から高齢者までの全市民を対象に、ふれあい市民運動会を実施した。

また、児童や青少年の健全育成を目的とした大会及び教室を実施した。

<実績等>

名 称	期 日	参 加 者	対 象 者
ふれあい市民運動会	平成24年9月30日(日)	1, 3 0 0人 [1, 0 0 0人]	全市民

ニュースポーツで遊ぼう！	平成25年2月11日(祝)	39人[53人]	小学生とその保護者
--------------	---------------	----------	-----------

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、重要と考えられるので引き続き利用の促進を図る。
- ② 平成22年4月1日から、市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、上仲原公園テニスコート、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。）については指定管理者制度を導入したため指定管理者と連携を図り、市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため体育施設の貸出しを引き続き行い利用の促進を図る。
また、市民体育館については、利用ニーズに合わせた利用割当とするよう指定管理者と連携し見直しを定期的に行い、さらなる利用の促進に努める。
- ③ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図る上で大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うという重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を指定管理者と連携を図り実施する。
また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

(社会教育課)

基本方針 4

「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

教育改革を推進するにあたり、家庭・学校・地域の協働と全ての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との緊密な連携・協力のもとに、東大和市の特性を踏まえた教育行政を進めるとともに、市民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を推進する。

(1) 【学校運営連絡協議会の活性化】

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校関係者評価の充実等、開かれた学校づくりを一層推進する。

(2) 【学校の組織的運営の確立】

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針に基づく教育活動の取組や成果などを計画・実践・評価・改善するマネジメントサイクルを充実させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立を図るよう支援する。

(3) 【教員研修の充実】

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員の職層に並び、人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。また、研修会の充実や校内研修・OJTの活性化の支援をとおして学校内における人材育成の仕組を整える。

東京都教育委員会が示す新たな研修体系に基づき、初任者から4年次経験者までの研修の体系化を図るとともに、リーダー育成のための研修を充実させるなど、経験や職層に応じた研修運営を推進する。

(4) 【教育ボランティアの活用】

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなどし、市民の教育参加の機会を拡充する。

(5) 【学校施設の効率的な運営】

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

(6) 【学校施設等の整備】

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の耐震化を促進するとともに計画的な改修・改善を推進する。

(7) 【教育環境の整備】

学校規模の適正化等に向けて、「東大和市学校規模等のあり方検討委員会」で調査・検討を進める。

(8) 【危機管理体制の充実】

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善及び充実を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。さらに、大地震など災害時に対応するための防災教育の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

(9) 【安全対策の推進】

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の取組や学校安全ボランティア（スクールガード）等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

■主要施策

(1) 学校運営連絡協議会の活性化

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校関係者評価の充実等、開かれた学校づくりを一層推進する。

■施策の取組状況

① 学校毎の学校運営連絡協議会の実施

市内全小・中学校において、年3回以上の学校運営連絡協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見を受け、学校経営へ反映させることができた。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

② 学校評価研修会の実施

学校教育法の改正に伴い、学校評価の導入に関する研修会を校長及び学校運営連絡協議会委員を対象に実施した。

<実績等> 校長対象 1回[1回]

学校運営連絡協議会委員対象 1回[1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①② 学校評価の導入に伴い、学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。そのために、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。

(指導室)

(2) 学校の組織的運営の確立

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針に基づく教育活動の取組や成果などを計画・実践・評価・改善するマネジメントサイクルを充実させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立を図るよう支援する。

■施策の取組状況

① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、予め設定した目標や具体的計画等にてらして、その達成状況の把握や取組の適切さを当該学校の全校職員が検証し評価を行った。

② 当初訪問の実施

各学校の学校経営方針の重点・人事等について聞き取り、学校経営の支援を行った。

<実績等> 当初訪問実施校 15校[15校] 15回[15回]

③ 指導室訪問等の実施

校長の学校経営方針等を聞き取り、学校における児童・生徒の教育活動を参観することにより、校長の学校経営支援に役立てた。また、研究授業を実施し、指導主事が指導助言することにより教員の授業改善を図った。さらに、様々な課題について校長・教職員と協議・懇談により交流を図り、学校の教育課題の解決を図った。

<実績等> 指導室訪問等実施校 15校[15校] 15回[15回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～③ 市内全小・中学校において行っている自己評価の内容を保護者、地域住民に説明し、教育の改善に向けた具体的な交流、協力活動を行う。

また、当初訪問及び指導室訪問の内容充実を図り、各校の特色ある学校づくりを支援していく。

(指導室)

(3) 教員研修の充実

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員の職層に応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。また、研修会の充実や校内研修・OJTの活性化の支援をとおして学校内における人材育成の仕組みを整える。

東京都教育委員会が示す新たな研修体系に基づき、初任者から4年次経験者までの研修の体系化を図るとともに、リーダー育成のための研修を充実させるなど、経験や職層に応じた研修運営を推進する。

■施策の取組状況

① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。内容としては、服務、学級経営、安全指導、人権教育、特別支援教育等の講義及び授業研究等を行い、また夏期休業中に宿泊研修会を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校18人、中学校12人 合計30人 [15人]
回数11回 [10回]

② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教諭を対象に、1人の教員につき①年間3回の授業研究②年間4回の校外における研修を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、また夏期休業中に教科領域の指導についての学習指導法研修を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校19人、中学校13人 合計32人[30人]
授業研究回数 延べ96回[90回]

③ 4年次授業観察の実施

4年次教諭を対象に、1人の教員につき年間1回の授業観察を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、校長の人材支援計画に基づいて指導主事が指導助言を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校8人、中学校4人 合計12人[18人]
授業観察回数12回[18回]

④ 10年経験者研修の実施

10年経験者教諭を対象に、研修会を実施した。夏期休業中を中心に学習指導法研修、生活指導・進路指導事例研修、人権教育・法規研修、教職員服務研修等を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校6人、中学校2人 合計8人[1人]
回数7回[7回]

⑤ 経営塾やまとの実施

管理職を対象に、研修会を実施した。「保護者や地域住民等との協働による学校づくりの推進」、「これからの体育科教育の方向性」や「ICTを活用した教育活動の推進」についての講演を行った。

<実績等> 対象校長・副校長 小学校20人、中学校10人 合計30人[30人]
回数 5回[5回]

⑥ 師範研修やまとの実施

管理職の推薦する主幹・教諭を対象に、研修会を実施した。「経営塾やまと」の内容に加え、市内副校長、主幹・主任教諭による講演（「リーダーに求められる資質」）を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校20人、中学校10人 合計30人[28人]
回数 6回[6回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～⑥ 職層に応じた研修内容を充実し、教員の職層に応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(指導室)

(4) 教育ボランティアの活用

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなどし、市民の教育参加の機会を拡充する。

■施策の取組状況

① 教育ボランティアの活用

教育情報室を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。各校では、教科指導補助、部活動指導等で活用し、教育活動が充実した。

<実績等> 教育ボランティアの登録数 125人 [112人]
各学校の教育ボランティアの活用数 延べ920人[583人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

① より多くの教育ボランティアを確保するために市ホームページや市報に募集案

内を掲載するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学（明星大学、国立音楽大学、白梅学園大学等）への募集を進める。また、今後も教科指導補助等、学校の教育活動全般を視野に入れて活用を図っていく。

（指導室）

（５）学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

■施策の取組状況

施設の利用促進【再掲〈38ページ〉】

■今後の取組の方向性

施設の利用促進【再掲〈39ページ〉】

（６）学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の耐震化を促進するとともに計画的な改修・改善を推進する。

■施策の取組状況

① 学校施設等の計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

ア 安全・安心な学校とするため、11校の体育館耐震補強工事（一・二・三・五・六・七・八・九・十小、二・三中）を実施した。

イ 夏季の暑さ対策のため全小学校の普通教室等に冷房設備を設置した。

ウ 校庭芝生化工事を実施した。（八小）

エ 児童数の増加に対する対策のため校舎増築工事設計を実施した。（八小）

オ 安全対策のため避難階段を増設した。（二小）

カ 水飲栓直結化設計を実施した。（二中）

キ 消防設備改修工事を実施した。（小中学校）

（学校教育課）

② 新学校給食センター建設事業

ア 平成20年度以降検討を重ねてきた東大和市学校給食のあり方について、骨子をまとめた「東大和市学校給食計画」を平成24年7月に策定した。その後、東大和市学校給食センター運営委員会における審議を経て、「東大和市学校給食計画」が示した東大和市学校給食の基本理念に基づき、新たな学校給食施設整備と運営のあり方について方向性を示す「東大和市学校給食基本計画」を平成24年11月に策定した。

イ 新学校給食センター建設用地地盤の地層構成・土質性状等を把握し、施設の設計・施工の基礎資料を得るため新学校給食センター建設用地地盤調査を実施した。

ウ 東京都環境確保条例に基づき、新学校給食センター建設用地の過去の土地履歴を調査した。

（給食課）

■ 今後の取組の方向性

- ① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性の確保を併せ地域の避難場所としての役割を果たす、小中学校施設の非構造部材の耐震化の推進を図る。

(学校教育課)

- ② 平成29年4月からの稼働を目指し、新学校給食センターの設計、建築工事を行う。

(給食課)

(7) 教育環境の整備

学校規模の適正化等に向けて、「東大和市学校規模等のあり方検討委員会」で調査・検討を進める。

■ 施策の取組状況

- ① 学校規模の適正化に向けた調査・検討

市立学校の適正規模、適正配置等のあり方について、学識経験者5人、公募市民3人による「東大和市学校規模等のあり方検討委員会」において調査、検討を行った。

また、平成25年3月には、これまでの調査・検討結果を集約し、今後の学校の適正規模及び適正配置に向けた方向性を示すものとして、報告書「東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方について」を取りまとめた。

<実績等>

開催回数	開催日	内容
第20回	24. 4. 10	・今後の検討課題について
第21回	24. 5. 15	・第六小学校（情緒障害等通級指導学級）の視察 ・第六小学校視察のまとめ ・特別支援学級の設置について
第22回	24. 7. 10	・第一中学校（知的障害固定学級）の視察 ・第二中学校（情緒障害等通級指導学級）の視察 ・第一中学校、第二中学校視察のまとめ ・特別支援学級の設置について
第23回	24. 8. 7	・特別支援学級の設置について
第24回	24. 10. 9	・報告書（案）の検討について
第25回	24. 11. 13	・報告書（案）の検討について
第26回	25. 1. 15	・報告書（案）の検討について
第27回	25. 2. 12	・報告書（案）の検討について

■ 今後の取組の方向性

- ① 報告書「東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方について」を受けて、平成25年度には、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針を策定し、具体的対策の実施に向けて取り組むこととする。

(学校教育課)

(8) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善及び充実を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。さらに、大地震などの災害時に対応するための防災教育の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

■ 施策の取組状況

① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に、各学校から不審者情報を迅速に報告、周知させることによって二次被害防止に努めた。通報者から連絡を受けた学校は、指導室に報告するとともに、プライバシー等に配慮しつつ市内各小・中学校、東大和警察署生活安全課等に連絡し、指導室は教育委員会事務局各課に連絡するとともに防災安全課に情報提供した。

<実績等> 件数 30件[29件]

(指導室)

② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、交通安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行った。

<実績等>

ア 講習会（全児童を対象に講習及びペーパーテスト）修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象）

(単位：人)

内 訳	参加者数	内 訳	参加者数
教職員	28 [34]	警察署・駐在所	19 [20]
児童	728 [734]	交通安全協会	41 [49]
P T A ・ 保護者	134 [154]	教育委員会・土木課	26 [29]

(学校教育課)

③ スタントマンによる体験型交通安全教室

交通ルールの遵守及び交通マナーの向上、交通安全に対する意識の高揚を図るため、スタントマンの交通事故実演による、交通安全教室を実施した。

<実績等> ア 実施日時 第一中学校 平成24年5月14日(月)
第三中学校 平成24年11月9日(金)
午後1時30分～午後3時00分

イ 参加者 全生徒、警察署、教育委員会、土木課、地域住民等
(土木課)

④ 自転車シュミレーターを活用した交通安全教室

自転車走行での交通ルール遵守の理解が浅い小学生に対し、町中での自転車の運転を疑似体験する装置を使用して自転車運転に対する感覚を学ぶ活動を実施し、自転車利用におけるルール・マナーの向上を図った。

<実績等> ア 実施日時 第四小学校 平成24年7月3日(火)

午前8時40分～午後3時20分

イ 参加者 全校児童、東京都教育委員会、市教育委員会

(指導室)

⑤ 交通擁護ボランティアのボランティア保険への加入

学期のはじめ等に通学路で交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、PTA等の万一の事故に備えるため、傷害補償と賠償責任補償が一体となったボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 493人[387人]

(学校教育課)

⑥ 総合防災訓練の実施と学校防災マニュアルの改訂

第二小学校と第一中学校において学校と地域・保護者とが連携した総合防災訓練を実施し、学校と地域との連携のあり方について確認する機会とした。また、東日本大震災を教訓として学校防災マニュアルを一部改訂し、防災教育のあり方について各校で見直しを行った。

(指導室)

■ 今後の取組の方向性

① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。

(指導室)

② 交通事故を防止するため、引き続き警察、交通安全協会、保護者、関係機関と連携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。

保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全について、一層の啓発を図る。

③④ 交通事故の重大さや交通ルールの一層の理解を深めるため、交通事故の疑似体験を取り入れた交通安全教室の実施について、担当の土木課に働きかけていく。

⑤ 交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、PTA等が安心して活動できるよう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。

(学校教育課)

⑥ 第二小学校、第一中学校の教育実践を市内全小・中学校に広げるとともに、一部改訂した学校防災マニュアルを基に、義務教育9年間を見通した系統的防災教育計画を各中学校区で検討・作成していく。

(指導室)

(9) 安全対策の推進

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員(スクールガードリーダー)の取組や学校安全ボランティア(スクールガード)等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

■施策の取組状況

- ① 学校安全ボランティア（スクールガード）のボランティア保険への加入
学校安全ボランティア（スクールガード）が通学路の見守りや地域のパトロールを行う際の万一の事故に備え、傷害補償と賠償責任補償が一体になったボランティア保険に市の負担により加入した。
<実績等> 加入人数 69人[158人]
- ② スクールガード養成講習会の開催
各小学校で活動している学校安全ボランティア（スクールガード）の養成を図るとともに、参加を呼びかけるため、スクールガード養成講習会を開催した。
<実績等>
 - ・実施日時 平成24年12月3日（月）午前10時～午前11時30分
 - ・内容 安全で正しい交通誘導方法について
 - ・参加者数 19人[前年度は2回開催で44人]
- ③ 地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）による巡回指導
元小学校長1人をスクールガードリーダーとして委嘱し、各小学校を巡回して防犯面の取り組みを確認した上で、指導・助言を行った。
<実績等> 平成25年2月14日～2月28日 小学校10校 [10校]
(学校教育課)
- ④ セーフティ教室の実施
全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。
<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]
非行防止12回[9回] 犯罪被害防止9回[15回]
ハイテク犯罪防止4回[13回]（重複回答）
(指導室)
- ⑤ 地域安全マップづくりの推進
児童が通学路における危険から身を守るための力をはぐくめるよう、各小学校では、地域安全マップづくりに取り組んだ。
<実績等>
 - ・親子点検の結果で作成 4校（三・四・七・八小）[5校 二・三・四・六・八小]
 - ・授業の中で作成 3校（一・八・十小）[5校 一・七・八・九・十小]（重複回答）
- ⑥ 防犯ブザーの貸与
児童・生徒の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に防犯ブザーを貸与した。
<実績等> 744個[771個]
- ⑦ 交通安全帽子（黄色）の配布
児童の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）を配布した。
<実績等> 700個[741個]
- ⑧ 通学路における緊急合同点検の実施
平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことを受け、学校、保護者等、警察署、道路管理者及び教育委員会

の5者が参加して、通学路における緊急合同点検を実施した。

<実績等> 平成25年3月末時点での実施状況

点検箇所 62箇所

(うち対策必要箇所) 60箇所

対策済み箇所 22箇所

※対策済み箇所とは、文部科学省の「通学路における緊急合同点検の平成24年度末の実施状況の報告要領」に基づき、対策必要箇所において対策担当者の対策が全て完了した箇所をいう。

(学校教育課)

■今後の取組の方向性

①② 学校安全ボランティア(スクールガード)がそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。

③ 地域学校安全指導員(スクールガードリーダー)を引き続き配置し、小学校の学校施設や通学路等の点検を行っていく。

(学校教育課)

④⑤ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。

(指導室)(学校教育課)

⑥ 引き続き、新小学1年生に防犯ブザーの貸与を行う。

⑦ 引き続き、新小学1年生に交通安全帽子(黄色)の配布を行う。

⑧ 引き続き、通学路における合同点検を実施する。

(学校教育課)

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

1 聖徳大学児童学部教授 廣嶋 憲一郎

平成24年度の東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書には、教育委員会と学校及び地域が一体となって、市の教育課題を改善している様子を伺うことができる。4つの基本方針に沿って、代表的な改善例を取り上げてみたい。

「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成では、各学校の「道徳授業地区公開講座」に多くの保護者や地域の方々が参加するようになった。道徳教育の充実が叫ばれている今日、これからの道徳教育の在り方を考える貴重な事例である。また、市民に関心が高い「いじめの未然防止」について、「いじめ防止のためのシンポジウム」を開催し、社会全体でいじめを許さない環境づくりへの働きかけを行ったことは、他の施策とも関連し今後の成果が期待される。

「豊かな個性」と「創造力」の伸長では、「小中連携教育の推進」がはっきりと動き出したことが感じとれる。道徳編のカリキュラムの作成や教員の交流等が進んだことにより、今後は、授業レベルでの連携が進むものと思われる。また、「健康教育の充実」についても注目したい。「児童・生徒への食に関する指導」や「保護者を対象とした食育指導」は定着・充実が著しい。「給食への地場産使用の増加」と相まって、特色ある施策にまで高まっていると感じられる。

「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実については、従来からの市民サービスに加え、「市民大学の開設準備」が整ったこと、「東大和市子ども読書活動推進計画」が策定されたことを高く評価したい。これらの施策の実現によって、益々市民サービスの向上が図られるものと思われる。

「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進では、「教育ボランティアの活用」が着実に進んでいること、「児童・生徒の安全対策」が、例えば、「通学路における緊急合同点検」などのように、迅速かつ多様な観点から行われていることを評価したい。

いよいよ、教育振興基本計画の策定・実施が待たれるところである。市民と一体となった東大和市の教育の一層の充実を期待したい。

2 拓殖大学講師 外池 武嗣（市民公募）

1 行政と学校・保護者・地域との連携による信頼関係の構築

教育委員の活動状況については連合会、学校訪問、行事、各種発表会など多岐にわたり出席・訪問されている。教育委員の方々が学校、地域の実情を積極的に把握しつつ迅速に行政の声に反映されることは極めて重要な役割と考えられる。

基本方針1では人権尊重・社会貢献の精神の育成が示されており、指導や研修で一層きめ細かく子どもや教職員の人権感覚が磨かれるよう望みたい。人権の尊重は、いじめ、不登校、非行の減少にも波及する。教師の暴力・体罰は人権感覚の希薄化から生じ、指導の放棄と考えられる。また、いじめ防止シンポジウムや挨拶ふれあいキャンペーンでは新たな試みがなされ、道徳授業地区公開講座は保護者、地域の人々の参加者数が確実に増加しており、様々な場で地域との信頼関係を高める一体的な推進が認められる。

2 学校との連携を図り、学習者のニーズを的確に把握する社会教育の推進

公民館では多様な講座が設けられ、青少年・成人の参加者のバランスの工夫もなされている。一般的に社会教育講座ではとかく前年踏襲により参加者が固定化され広がりには欠け、また、内容も啓発に偏り、学習意欲をもてないケースもありがちなことが指摘されている。そのため、たえず学習者のニーズを的確に分析し、次年度への企画の工夫・改善を望みたい。その点で本市の市民大学の開設にあって市民も企画参画し、各公民館職員の力量が発揮されているようで好ましい状況がみられる。

図書館、郷土博物館等では学校と密接に案内、指導に関わり、講師派遣を行うなど多様な連携・工夫、支援が認められる。またスポーツにおいては東京五輪に向けて市民のスポーツ、健康志向や施設の利用需要の高まりに、どう応えていくかが課題となる。

3 社会の変化をふまえ、将来展望をみすえた施策の重点化

学校施設の冷房化、環境緑化、食育や給食施設の充実を着々と進められている。「子どもが元気で快適な安全・安心できる環境・生活」を目指し、特に「自然災害、いじめ防止、給食、犯罪、非行、不健全サイトへの接触等」の課題対応に、緊急時を含め学校だけでなく市民全体で地域の子どもの見守り、支援できる体制の充実が求められる。また、教育行政は守備範囲も広く期待も大きいため施策が年々増大しがちである。

このため緊縮財政のおり、点検及び評価にあたっては英知を出し合って年度ごとの特色化、優先順位を踏まえた重点化、効率化が望まれる。

3 元神奈川県立高校教諭

正田 信子 (市民公募)

東京が2020年夏のオリンピックの開催地に選ばれ巷が活気づく中、その最大の理由として無意識に浮かぶのは治安とマナーの良さに対する信頼感だろう。結局、人の信頼を得る行動の規範を形成するのは幼い時から積み重ねた教育なのだと思います。平成24年度の東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書には学校教育はもとより、市民の生涯に渡る教育・文化の推進など多様なアプローチが見られる。就学児童、生徒を持つ家庭が学校教育に何を望み、又一般市民が市に何を期待するかという観点から平成24年度の報告書について所見を述べたい。

1 小中学校に通う児童、生徒のいる家庭のみならず現在、社会全体の大きな関心事にいじめの問題がある。

基本方針1のいじめに対する記述の中に「スクールカウンセラーを昨年より全小中学校に配置」とあり、着実に前進している事が伺え心強い。話を聞いてくれる人が身近にあるのと本気で取り上げてくれる人がいないのとではいじめ解決以前の心理的負担がまるで違う。社会生活がある限り完全ないじめの解決などないようにも思われる中、一筋の光が見える気がする。今後もさらに改善が進むよう問題を学校だけに押し付けることなく、地域の住民も解決策を探っていくべきだがさらにカウンセラー利用の充実をはかって頂ければと考える。

2 基本方針2では学力の向上が取り上げられている。これは児童生徒、その父母のどうしても対面しなければならない問題であり、この厳しい国際化社会、情報化社会を生き抜くための智慧と能力をどのように養うかという将来に直結する問題であるのは言うまでもない。

ここでは、小中連携教育、少人数学習、読書、職場体験学習、環境教育、健康教育、特別支援教育等、実に様々な教育手段が提案され、取り組みが実施されている事と思う。

実際、図書館で職場体験として貸し出し業務を行うおそらく中学生の姿など見るにつけ、真剣さが微笑ましくも、そのアレンジをされた現場の先生方のご苦勞に頭が下がる。実施されている全ての取り組みを目にする事はできなくとも学力向上のための様々な工夫がこらされているのは推して知る事が出来る。

3 もう一点、基本方針2には「グローバル化と情報化社会に対応」という記述があり、小中学校への外国人講師及び、日本語指導員の派遣について報告されている。日本語指

導員については前年度より若干増加しているが ALT の派遣時間はマイナス 43 時間という事である。生徒数、クラス数、予算等様々な問題もあろうが方針としてグローバル化を掲げる以上更なる外国語教育推進に重点を置く方向を目指すべきかと考える。

4 最後に市民が年代を問わず市(教育委員会)に何を望むかを考えると、文化、スポーツなど生涯教育の機会と場(施設)の充実があろうと考える。東大和市は他市と比べても図書館や博物館、公民館の事業が充実し、さらに市の周辺に植物園や大学等の施設、イベントの利用も可能な事から市民の満足度も高いと考える。基本方針 3 の中には参加してみたいと思わせる魅力的な事業が多く有る一方、報告書を読んで初めてそれを知ったものもあり、今後とも広報活動を進めて頂ければありがたい。

この報告書に記載された項目のうちほんの僅かしか所見を述べる事が出来なかったが、学校教育や市民教育の場が確実に進化している事を日々の生活から感じる。担当各部署の職員の方々、現場の先生方のご苦勞に感謝致します。

東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務（東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）に基づき教育長に委任した事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度委員会が策定する基本方針に基づく主要な施策（以下「主要施策」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価を毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前年度の主要施策の取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題及び今後の方向性を示すものとする。

3 点検及び評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

(点検及び評価の報告書の作成等)

第4条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものとする。

2 委員会は、前項に規定する報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

平成24年度東大和市教育委員会の権限に属する
事務の管理執行状況の点検及び評価報告書

平成25年11月発行

発行 東大和市教育委員会
編集 学校教育部 学校教育課
〒207-8585
東京都東大和市中心3-930
TEL 042-563-2111(代表)
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>